

○横浜市総合保健医療センター条例施行規則

平成 4 年 8 月 15 日

規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市総合保健医療センター条例(平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員等)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する診療所の病床数並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する施設の定員は、次のとおりとする。

施設種別	病床数及び定員
診療所	19 床
介護老人保健施設	
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 25 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 10 項の規定による居宅要支援者の入所療養室	80 人
介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の通所療養室	20 人
自立訓練施設	26 人
就労支援施設	24 人
精神科デイ・ケア施設	40 人

(平 10 規則 42・平 12 規則 22・平 17 規則 126・平 18 規則 77・平 21 規則 35・平 22 規則 24・一部改正)

(休所日)

第 3 条 横浜市総合保健医療センター(以下「センター」という。)の条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する精神障害者生活支援施設(以下「生活支援施設」という。)以外の施設の休所日(利用の受付に係る休所日に限る。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

2 生活支援施設の休所日は、第 1 水曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの生活支援施設以外の施設について第 1 項に規定する休所日に利用の受付を行い、若しくは同項に規定する休所日以外の日利用の受付を行わず、又は生活支援施設について前項に規定する休所日に開所し、若しくは同項に規定する休所日以外の日開所しないことができる。

(平 5 規則 7・平 21 規則 52・一部改正)

(開所時間)

第4条 センターの開所時間は、条例第3条第1項各号に掲げる施設ごとに市長が定める。

(受付時間)

第5条 センターの生活支援施設以外の施設の受付時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 生活支援施設の受付時間は、市長が定める。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項に規定する受付時間を変更することができる。

(平5規則7・平21規則52・一部改正)

(指定管理者の公募)

第6条 市長は、条例第6条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平17規則126・追加、平18規則98・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第6条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) センターの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則126・追加、平18規則98・平21規則35・一部改正)

(利用料金の減免)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める場合は利用者又はその属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合とし、免除する利用料金の額は利用料金の全額から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額のうち、センターの利用料金に充てることが相当であると認められる額

(2) 条例第8条第3号に規定する特別室の利用料金の額

(平10規則42・全改、平13規則1・一部改正、平17規則126・旧第6条繰下・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 10 規則 42・旧第 9 条繰上、平 17 規則 126・旧第 8 条繰下、平 18 規則 77・一部改正、平 18 規則 98・旧第 10 条繰上)

附 則

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月規則第 7 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 11 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月条例第 23 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市総合保健医療センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月規則第 42 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成 12 年 3 月規則第 22 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 1 月規則第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月規則第 126 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 77 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月規則第 98 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 35 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月規則第 52 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 24 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第 7 条第 1 項)

(平 17 規則 126・追加、平 21 規則 35・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市総合保健医療センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)